

基本方針

滋賀県では少子・高齢社会が進行するとともに、昨年から人口減少社会に突入し、家族と地域社会の姿は徐々に、確実に変わってきています。

家族機能は縮小し、地域社会における助け合い、支え合う力の衰退傾向と相まって、住民の福祉問題を深刻化、潜在化させる要因ともなっています。

こうしたなか、平成27年度は、介護保険制度改正・報酬改定をはじめ生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援新制度など、社会福祉に関わる制度が大きく変わります。

本会としては、このような社会福祉分野の新たな動きに着実に対応するために、市町社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体や住民との連携・協働を図り、地域の実情を見据えながら、複雑・多様化する生活問題に積極的に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進のために、次の三つの事業を重点事業とし、各部所横断的な事業展開に努めてまいります。

一つは、社会的孤立・生活困窮を防ぎ、支援する実践を推進します。生活困窮者自立支援法の施行をはじめ、改正介護保険制度における地域支援事業、子どもの貧困対策にかかる施策が分野縦割りではなく、生活困難を抱えた人や世帯をトータルにサポートするものとなるよう、生活福祉資金貸付事業や地域福祉権利擁護事業など社協が持つ相談・支援機能を活かし、行政や関係機関、団体と連携しながら、地域福祉を基盤とした生活困窮者支援に取り組みます。

二つには、2025年を見据えた介護・福祉人材の確保と育成という喫緊の課題への取り組みです。中央および湖北の2か所の介護・福祉人材センターを拠点に、個別相談、職場体験、就職説明会などを一体的・有機的に実施し、きめ細かな就職支援を行うとともに、資格や経験があっても介護職に就いていない「潜在的有資格・経験者」の掘り起しを行い、再就職支援の取り組みを進めます。また、介護・福祉分野における人材の育成・定着支援の取り組みを、より一層進めてまいります。

三つには、地域の福祉基盤としての社会福祉法人の経営支援と地域貢献活動の促進です。社会保障や社会福祉を取り巻く状況が大きく変わろうとするなか、社会福祉法人に対して、制度では対応できない生活課題や福祉課題への取り組みが求められています。地域における社会福祉法人の存在意義を明らかにしながら、法人経営をめぐる諸課題の改善への支援を行い、安定的な経営基盤づくりを進めます。

最後に、社会福祉協議会の役割は、住民を真ん中においた地域福祉推進の事務局として、人を大切にした横断的で総合的な地域福祉の推進体制を作るための調整役を担うことであり、同時に住民の福祉課題に即応した柔軟なサービスを地域内協働で実施する企画開発役であり、実践者でもあります。

平成26年9月、「滋賀の縁創造実践センター」が正式に設立されました。縁センターの実践が、社会的支援を必要とする人々が孤立することなく、一人の住民として居場所と役割をもって暮らしていくことを応援できるよう、センターの事務局としてしっかり役割を果たしてまいります。

重点事業

社会的孤立のない地域づくり、くらしをまもる実践の強化を目標に、誕生前（おめでとう）から看取り（ありがとう）まで、だれもが安心して地域で暮らすことを支えるトータルサポートのしくみづくりと実践に取り組みます。

特 滋賀の縁創造実践センターの推進

1. 社会的孤立・生活困窮を防ぎ、支援する実践の推進
2. 2025年を見据えた介護・福祉人材の確保と育成
3. 地域の福祉基盤としての社会福祉法人の経営支援

<特別推進重点事業>

滋賀の縁創造実践センターの推進

民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに、社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域のなかで暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体である「滋賀の縁創造実践センター」の事務局を担い、2019年まで、以下の事業・活動を推進します。

(1) 地域に縁・共生の場をつくる(300箇所 概ね小学校区に一つ)

誰でも気兼ねなく寄れる場で、見守りネットワークの拠点として支援者同士がつながれる場、SOSがつながる場を“これぞ縁”として地域のなかに“縁”の志と実践をひろげていきます。

【リーディング事業】

「遊べる・学べる淡海子ども食堂」推進事業

“縁”認証事業

(2) 課題解決のためのネットワークをつくる(15か所 概ね福祉事務所単位)

一人ひとりを、家族を、トータルにサポートするために、分野横断で支援者がつながり、解決のために協力して動けるネットワークをつくります。

(3) 制度の対象とならず、支援が届かない課題の解決に取り組む(15のモデル事業)

深刻な問題であるのに制度の対象とならず、支援がうまく届かない問題があります。支援者が現場で困難を感じている課題をもとにモデル事業を組み立て、実施し、制度の拡充や施策の創設を目指します。

(4) 国や県、市町への施策提案に取り組む(20の提案)

モデル事業や会員の現場での実践にもとづいた施策充実への提案に取り組みます。

(5) 縁・支えあいを県民運動にしていく(新たに福祉のボランティア体験をする人1万人)

つながりと助け合いが豊かに育まれる滋賀ならではの県民性。そんな滋賀づくりとして、市町ボランティアセンターと会員施設が協力して福祉ボランティア体験の場をつくります。

1 社会的孤立・生活困窮を防ぎ、支援する実践の推進

社会的孤立・生活困窮を防ぎ、支援する実践の市町における基盤強化を図るため、地域福祉担当、相談支援担当、資金担当が一体となって、行政や関係機関、団体と連携しながら、市町社協とともに社会的孤立・生活困窮を防ぎ支援する実践を推進します。

(1) 地域福祉の基盤を強化するプロジェクトの実施

①地域福祉専門職の相談援助力を高める支援

- ・地域福祉の専門職が、社会的孤立・生活困窮状態にある人たちや判断能力が不十分のため第三者からの権利侵害を受けるおそれのある人たちのサインを見逃さず、必要な支援ができるよう、相談援助の基本から地域を基盤とした実践力を高めるための研修を実施します。

②生活困窮者自立支援に関する事業・活動推進支援

- ・生活困窮者自立支援法（新法）の施行に伴い、新法に規定された事業ならびに生活福祉資金や地域福祉権利擁護事業等、新法と連携して生活困窮者の自立支援を図る事業が効果的に推進されるよう、担当者会議や実践課題の研究を行います。

③地域福祉の事務局（市町社協）との協働推進

- ・市町において地域福祉が総合的に推進されるよう、地域福祉推進の事務局である市町社協と協働した実践を推進します。
- ・とりわけ、新法の自立相談支援事業に取り組む町社協と共に、健康福祉事務所と連携を図りながら、事業を推進します。

(2) つながりを作り、安心して暮らせる地域の基盤づくりの推進

①介護保険制度改正に伴う市町における地域支援事業の基盤整備の推進

- ・介護保険制度改正を踏まえ、地域における助け合い活動や生活支援活動が日常生活圏域から市町域に至るまで重層的に展開されるよう、県の委託事業である「生活基盤整備推進事業」を通して、人材育成ならびに市町の協議体づくりの支援と県域での協議の場づくりをすすめます。

②「権利擁護支援のしくみ」の構築推進

- ・各圏域成年後見・権利擁護支援センターを中心とした権利擁護支援のしくみが構築され、県域・圏域・各市町における行政や社協関係機関・団体、専門職が連携して権利擁護支援に取り組めるよう、その基盤づくりを協力してすすめます。

2 2025年を見据えた介護・福祉人材の確保と育成

求職者が減少傾向にある中、介護・福祉分野の有効求人倍率は高止まりし、人材不足が常態化しています。今後、さらに少子・高齢社会の進展と労働人口が減少する中、2025年を見据えて、中長期的に介護・福祉を担う専門的人材を安定的に確保し育成することが急務です。

そこで、昨年度、再構築した介護・福祉人材センターおよび研修センターの機能強化を図り、関係機関・団体との連携により介護・福祉人材の確保と定着支援ならびに育成に努めます。

併せて、中長期的視野に立ち、小学校、高校生に対する出前授業等を通して介護・福祉の仕事に対する関心を高める活動を強化し、将来の人材確保の取組みを進めます。

(1) 介護・福祉人材の確保

① 二つの拠点での求職者の掘り起こしと人材確保の推進

- ・中央介護・福祉人材センターでは、駅前という立地の利便性を活かして、労働局、ハローワーク等関係機関との連携・協働を強化して、無料職業紹介事業を展開するとともに、湖北介護・福祉人材センターでは、センターを拠点として、湖北地域での出張相談や学校訪問を強化し、求職者の掘り起こしに努めます。
- ・滋賀県域を対象とした「福祉の職場総合就職フェア」を大津市で開催するとともに、湖北地域に焦点を絞った「湖北地域福祉の職場説明会」を開催し、滋賀県全体での人材確保に努めます。併せて、市町が実施する「福祉の就職説明会」への支援強化をはかり、地域の求職者の掘り起こしに努めます。

② 介護・福祉の仕事の魅力発信と人材確保の土壌づくりの推進

- ・高校訪問を強化し、高校生や教員に対して福祉・介護分野への進路を選択する動機付けを高めるとともに、小学校へも働きかけを拡大し、中長期的な福祉人材の裾野拡大に努めます。
- ・また、介護・福祉の仕事の持つ魅力をテレビCM等の媒体を通して広く県民に対し発信し、介護・福祉の人材確保の土壌づくりに努めます。

③ 潜在的有資格者の掘り起こしと再就職支援の推進

- ・滋賀県老人福祉施設協議会とともに潜在的有資格者の掘り起こしを行い再就職支援の取組みを進めます。

(2) 介護・福祉人材の育成

① 認知症介護従事者の資質向上

- ・平成28年度から実施される、新たな認知症介護従事者研修のカリキュラムに先行して「基礎研修」に取り組むとともに、実践者研修の充実を図り、現場で生きる認知症介護を推進し、従事者の資質向上を図り

ます。

② 介護・福祉職員の資質向上

- ・介護・福祉サービスの質を高めるため、介護・福祉職員のキャリアに応じて、必要な知識や技術がより実践的、効果的に習得できるよう、階層別（キャリア別）ごとの研修プログラムを再構築し、資質の向上を図ります。

③ 介護・福祉職員の定着促進

- ・研修センターが実施するブラザーシスター制度を導入した事業所においては、新人が離職せず、ブラザーシスターとなった職員の成長が見られる等一定の評価を得ています。
- ・そこで、ブラザーシスター養成研修を継続して実施するとともに、滋賀県老人施設協議会や滋賀県児童成人施設協議会等種別団体への制度の周知を強化し、この制度の広がりによって、介護・福祉職員の定着を促進します。

3 地域の福祉基盤としての社会福祉法人の経営支援と地域貢献活動の促進

社会福祉法人は、制度に基づく事業のみならず、制度では対応できない地域の福祉課題等に積極的に取り組み、地域の福祉基盤としての役割を発揮することが求められています。そのためには、経営ガバナンスを強化し、その基盤強化を図ることが必要です。

そこで、新たに社会福祉法人の経営に関して、専門家による助言・指導を行う体制を整備するとともに、必要な情報の提供や学習活動の充実を図り、地域に貢献する社会福祉法人経営の支援を推進します。

（1）社会福祉法人の経営改善への支援

経営上課題を抱えている社会福祉法人に対して、業務運営・財務運営に関する専門家から助言・指導を行うことにより経営改善を図り、安定的な経営基盤づくりを進めます。

（2）社会福祉法人による地域貢献事業の推進

社会保障審議会・福祉部会の意見書を踏まえ社会福祉法の改正が予定されるなか、意見書における地域公益事業の方向性を注視し、これに積極的に取り組むよう、市町社協とともに協議の場づくりを進めるとともに、滋賀の縁創造実践センターにおける社会福祉法人の主体的な地域貢献活動を促進します。

（3）全国社会福祉法人経営者大会の開催ならびに社会福祉法人経営セミナーの開催

社会福祉法人制度改革が本格的に実行されるなか、社会福祉法人が一層、地域の福祉基盤としての役割を果たせるよう、全国社会福祉法人経営者大会ならびに社会福祉法人経営セミナーを開催します。